

「受領委任払」による介護保険住宅改修費申請手続きについて

介護保険住宅改修「受領委任払方式」は、改修工事を行う前に被保険者（利用者）が施工業者との間で保険給付分（支給対象額の負担割合分）の受領を施工業者に委ねる手続（受領委任払の合意）をして、介護福祉課への事前申請を経て承認後に工事を行い、利用者はその工事にかかった費用のうち支給対象額の負担割合分を支払い、領収書等を添えて事後申請をして支給対象額の負担割合を除く金額は受領を委任された施工業者に香芝市から直接支払われる方法です。

※事前承認を受ける前に住宅改修を行った場合は介護保険住宅改修制度は利用できません。

利用される方は次のルールを守ってください。

1. 事前申請時点及び工事期間中において要介護認定・要支援認定を受けていること。
2. 現にお住まいの住宅（＝住民票のある住所）の改修であること。
3. 在宅の要介護（要支援）者の心身の状態や住宅の状況に照らして必要な改修であること。
（入院・入所中の方は受領委任払方式による住宅改修は利用できません。）
4. 工事着手前であること。（必ず着工前に事前申請をしてください。）
5. 介護保険の給付制限の受けていないこと。（ケアマネジャー等、施工業者は被保険者の被保険者証に「給付制限」の記載がないことを必ず確認して下さい。）**保険料の滞納がある方は、必ず保険料完納の上申請してください。**
6. 住宅改修費の支給限度基準額（20万円を限度）を使い切っていないこと。

お願い

別途、住宅改修費支給申請を行っている場合には、必ずその旨を介護福祉課へ申し出てください。

申請の流れ

着工前に被保険者証記載の介護福祉課に申請します。

1. 改修内容の
相談・検討

- 被保険者は**必ず担当のケアマネジャー等と相談**して、改修内容を決めます。（ケアマネジャー等の作成する「住宅改修理由書」は申請時の必須書類です。）
- 改修内容が介護保険の対象になるかどうか不明な場合は、介護福祉課に改修予定箇所の計画図や写真等を持参して、事前にご相談ください。

2. 申請書の提出

「受領委任払」方式による住宅改修の着工の適否を審査します。

確認申請兼受領委任払
承認申請書等の提出

- 着工までに**確認申請兼受領委任払承認申請書・理由書・工事費見積書・改修前写真（日付入）・平面図・受領委任払取扱誓約書・承諾書（住宅所有者が申請者と異なる場合）**等を介護福祉課に提出します。



承認決定通知書の交付

- 被保険者は事前申請までに施工業者と受領委任払方式をとることの合意を取ります。
- 施工業者には介護保険制度を理解し、制度利用促進のため、全体工事費用のうち支給対象額の負担割合分を工事完了後、直接香芝市から支払いを受けることに合意していただきます。
- 要介護（要支援）者と住宅所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾を受けます。
- 提出された申請書等申請内容に不明な点があれば、後日、市から被保険者、理由書作成者、担当ケアマネジャー、工事関係者等に申請内容についておたずねします。
- 提出された申請書等の内容審査の結果、改修内容が介護保険対象の受領委任払による住宅改修と認められる場合は、「住宅改修承認決定通知書」を被保険者に交付します。（改修内容を変更しようとする場合は必ず着工前に介護福祉課に書類を提出して承認を受けてください。この手続きがされないと保険給付の対象となりません。）
- 被保険者は「承認決定通知書」の内容を確認した上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行ってください。**工事内容に変更が生じた場合は事前に介護福祉課に連絡をお願いします。**



工事着工

3. 完了後の給付費の
支払い

工事完了後に改修結果を報告します。

工事完了

- 被保険者は事前承認を受けて施工した住宅改修について完了したことを現地において確認し、工事費内訳書記載の工事全体（対象外工事も含んだもの）の金額から介護給付費を差し引いた金額を支払います。



支給申請書等の提出

- 工事完了後、**受領委任払支給申請書・工事費請求書・工事費内訳書・改修後写真（日付入）・領収書（原本）**を介護福祉課に提出します。



工事実績の審査
給付費の支払い

- 受領委任払給申請書等の提出を受けて承認時の申請内容と併せて審査を行い、必要と認められた場合に限り介護給付費支給決定し、被保険者に通知します。

- 介護給付費は受領委任手続きによって、施工業者の指定口座に振り込みます。

介護給付費を施工業者に支払います。

介護保険の対象工事種別
(H.11.3.31厚生省告示第95号)

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※香芝市では住宅改修費の支給に関して現地確認調査を行うことがあります。
ご自宅にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。